証券コード：9310

物流と人のハーモニー

TRANCY

第106回　定時株主総会

招集ご通知

日本トランスシティ株式会社

開催日時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

開催場所　三重県四日市市霞二丁目１番地の１
四日市港ポートビル２階大会議室

議　　案　第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査役４名選任の件

議決権の行使について

当日のご出席に変えて、書面（郵送）により議決権を行使することができます。
議決権行使期限：2020年６月25日（木曜日）午後５時15分まで

目　　次

第106回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
（添付書類）
事業報告…… 7
連結計算書類…… 24
計算書類…… 26
監査報告…… 28

（証券コード9310）
2020年６月５日

株　主　各　位

三重県四日市市霞二丁目１番地の１
日本トランスシティ株式会社
取締役社長　安　藤　　仁

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時15分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　**2020年６月26日（金曜日）午前10時**

２．場　　所　**三重県四日市市霞二丁目１番地の１　四日市港ポートビル２階大会議室**

３．株主総会の目的事項

報 告 事 項

1.第106期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第106期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　監査役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎次に掲げる事項は、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.trancy.co.jp）に掲載しておりますので、招集通知添付書類には記載しておりません。

・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類には、招集通知添付書類に記載の各書類のほか、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している事項も含まれております。

◎事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.trancy.co.jp）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当を基本とし、今後の経営環境の変化を踏まえ、財務体質の強化にも配慮しつつ、長期的・総合的な視野に基づく配当を実施したいと考えております。

当期の期末配当金につきましては、当期の利益水準を勘案し、また、株主の皆さまのこれまでのご支援にお応えするため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金５円
　　総額320,675,255円
　　なお、中間配当金（１株につき５円）と合わせまして、当期の年間配当金は当社普通株式１株につき10円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月29日

第２号議案　監査役４名選任の件

本総会終結の時をもって監査役伊藤久弥、綿貫繁夫、永田昭夫、油家正の４名の任期が満了いたしますので、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いとう　ひさや 伊　藤　久　弥 （1960年４月21日生）	1983年４月　当社入社 2009年７月　当社秘書室付参与、社団法人中部経済連合会派遣 2010年７月　四日市ポートサービス株式会社出向、同社常務取締役 2013年６月　当社秘書室長 2016年６月　当社監査役（常勤）　（現在） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社トーア紡コーポレーション 社外監査役	22,618株
	［監査役候補者とした理由］ 伊藤久弥氏は、長年にわたり当社の経理部門において財務・経理業務に従事するとともに当社および子会社のみならず、経済団体においても重要な役職を務めるなど豊富な経験・幅広い見識等を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を監査役候補者といたしました。		
2	ながた　あきお 永　田　昭　夫 （1948年９月15日生）	1973年２月　(旧)監査法人東海第一監査事務所入所 1976年３月　公認会計士登録 1988年８月　(旧)中央新光監査法人代表社員 2007年８月　(旧)あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)代表社員 2011年６月　同監査法人退所 2011年７月　公認会計士事務所開業 2012年６月　当社監査役　（現在） ＜重要な兼職の状況＞ パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役 竹田印刷株式会社 社外監査役	1,622株
	［社外監査役候補者とした理由］ 永田昭夫氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、財務・会計にも精通していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>あぶらや　　ただし
油　家　　正
（1948年３月５日生）</td><td>1971年12月　三重県庁入庁
2003年６月　三重県地域振興部理事
株式会社サイバーウェイブジャパン取締役社長
2005年４月　三重県環境森林部長
2007年３月　三重県庁退庁
2007年４月　(旧)財団法人三重県環境保全事業団(現 一般財団法人三重県環境保全事業団)理事長
2014年７月　同事業団相談役
2016年３月　同事業団相談役退任
2016年６月　当社監査役　（現在）</td><td>1,622株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［社外監査役候補者とした理由］
油家正氏は、長年にわたり三重県の要職を歴任するとともに会社経営にも関与し、退職後も財団法人三重県環境保全事業団の理事長を務めるなど、豊富な経験・幅広い見識等を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>※
まつむら　　いたる
松　村　　格
（1943年12月16日生）</td><td>1974年４月　駒澤大学法学部専任講師
1978年４月　同大学法学部助教授
1986年４月　同大学法学部教授
1990年４月　中央大学法学部非常勤講師
1992年４月　同大学大学院非常勤講師
1995年４月　駒澤大学大学院担当教授
1997年１月　弁護士登録（第二東京弁護士会）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［社外監査役候補者とした理由］
松村格氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士および大学教授として豊富な経験・幅広い見識等を有し、企業法務にも精通していることから社外監査役として職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の監査役候補者であります。
3. 永田昭夫、油家正、松村格の３氏は社外監査役候補者であります。
なお、永田昭夫、油家正の両氏は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
また、松村格氏につきましても両取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

4. 当社は、会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を永田昭夫および油家正の両氏との間で締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、松村格氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 永田昭夫、油家正の両氏は現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって永田昭夫氏が８年、油家正氏が４年となります。

以　上

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、天候不順や自然災害、消費増税などの影響を受け、設備投資や個人消費が落ち込んだことに新型コロナウイルスの感染拡大の影響が加わり、景気の先行きは不透明な状況となりました。一方で世界経済は、米国経済が堅調に推移しましたが、米中貿易摩擦の影響による中国経済の減速、英国のＥＵ離脱などの諸問題に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により、減速感が強まりました。

こうした経済環境のなか、物流業界におきましては、輸出を中心に停滞が続き、人手不足を背景としたコストの増加や消費増税による民需の下押しなど、厳しい状況で推移しました。国内物流では自然災害や消費増税前の駆け込み需要の反動に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を懸念し、設備投資や個人消費が伸び悩むなかで、生産財や消費財などの荷動きが低調に推移しました。

このような事業環境のなか、当社グループにおきましては、「中期経営計画」で掲げた経営戦略に基づき、様々な施策を実施いたしました。具体的には、国内ロジスティクス事業の強化策といたしまして、バイオマス燃料を専用に取り扱う施設をはじめ、顧客の需要に応じた特定貨物専用の倉庫を建設してまいりました。グローバルロジスティクス事業展開の加速といたしまして、アジア域内における物流ネットワークの拡充を図る目的で、ＧＭＳ（大メコン圏）越境交通ライセンスを活用し、事業化を進めてまいりました。さらに、ベトナムでは保税倉庫の建設への取組みを進めております。グループ経営基盤の強化といたしまして、生産性向上・現場の負担軽減を実現する機器の導入や技術の研究を行い、省人化・省力化に取り組んでまいりました。また、グループＣＳＲ経営の推進といたしまして、大規模災害へのリスク管理体制の強化の一環として、新施設において自家発電設備を設置したほか、災害の発生を想定した各種訓練の見直しを行ってまいりました。

当期の事業の概況は、総合物流事業におきましては、倉庫業では、期中平均保管残高は前期に比べ微減となりましたが、保管貨物回転率は上昇し、入出庫にかかる取扱量は前期に比べ増加しました。港湾運送業では、四日市港において新たにバイオマス燃料の取扱いを開始したものの、海上コンテナおよび石炭の取扱量は前期に比べ減少しました。完成自動車につきましては、輸出の取扱量は増加しましたが、国内の取扱量は減少しました。陸上運送業では、バルクコンテナ輸送の取扱量は前期に比べ増加しましたが、トラック輸送および鉄道輸送の取扱量は前期に比べ減少しました。国際複合輸送業では、海上・航空輸送ともに輸入の取扱量は前期に比べ増加しましたが、輸出の取扱量は減少しました。

その他の事業におきましては、前期に引き続き、依然として厳しい環境下ではありましたが、業務の効率化や収支改善に努めてまいりました。

以上の結果、当期の連結売上高は、倉庫業の取扱いが堅調に推移したことなどから、前期比1.5％増の1,016億２千万円となりました。連結経常利益は、前期比1.7％増の44億９千１百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失や法人税等が前期に比べ減少したことなどから、前期比14.2％増の30億３千４百万円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

①総合物流事業

総合物流事業全般の売上高は、前期比1.5％増の1,005億３千３百万円の計上となりました。

<倉庫業>

当部門におきましては、期中平均保管残高は前期比0.6％減の52万６千トンとなりました。期中貨物入出庫トン数につきましては、前期比7.3％増の911万８千トンとなり、保管貨物回転率は72.2％（前期67.0％）となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比5.3％増の419億１百万円の計上となりました。

<港湾運送業>

当部門におきましては、四日市港における海上コンテナの取扱量は、前期比4.4％減の21万７千本（20フィート換算）となり、完成自動車の取扱量は、輸出車は増加しましたが、国内車は減少しました。また、輸入原料の取扱量につきましては、新たにバイオマス燃料の取扱いを開始しましたが、石炭ならびにサイロ貨物は減少しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比1.7％減の215億２千６百万円の計上となりました。

<陸上運送業>

当部門におきましては、バルクコンテナ輸送にかかる取扱量は前期比7.0％増の22万トンとなりましたが、トラック輸送の取扱量は前期比3.0％減の714万３千トン、鉄道輸送の取扱量は前期比12.1％減の17万３千トンとなりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比0.9％減の189億９千６百万円の計上となりました。

<国際複合輸送業・その他>

当部門におきましては、海上・航空輸送における輸入の取扱量は前期に比べ増加しましたが、輸出の取扱量は前期に比べ減少となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比0.6％減の181億８百万円の計上となりました。

②その他の事業

その他の事業では、自動車整備業における車検取扱台数は前期比1.3％の増加、ゴルフ場の入場者数は前期比6.3％の減少、不動産事業の完成工事件数は前期比22.0％の増加となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比7.2％増の10億８千７百万円の計上となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は60億８千３百万円で、主なものといたしましては、倉庫建設等（37億６千７百万円）、工具器具備品（７億２千８百万円）、車両運搬具（５億５千１百万円）、機械および装置（３億４千３百万円）であります。

⑶ 資金調達の状況

上記の設備投資に要した資金は自己資金および金融機関からの借入金を充当いたしました。

⑷ 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

項目＼年度別(期別)	2016年度（第103期）	2017年度（第104期）	2018年度（第105期）	2019年度（第106期）
売上高（百万円）	91,332	95,609	100,094	101,620
経常利益（百万円）	3,757	3,121	4,416	4,491
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,021	2,084	2,657	3,034
１株当たり当期純利益（円）	62.85	32.55	41.45	47.32
総資産（百万円）	112,830	120,994	121,681	121,175
純資産（百万円）	55,948	58,591	59,624	60,998

②当社の財産および損益の状況

項目＼年度別(期別)	2016年度（第103期）	2017年度（第104期）	2018年度（第105期）	2019年度（第106期）
売上高（百万円）	79,073	83,457	87,452	88,855
経常利益（百万円）	2,529	2,211	3,370	3,175
当期純利益（百万円）	3,299	1,489	2,063	2,193
１株当たり当期純利益(円)	51.56	23.26	32.19	34.21
総資産（百万円）	89,938	95,481	97,702	97,243
純資産（百万円）	40,097	41,383	42,302	43,131

⑸ 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、その影響はあらゆる分野に及んでおります。このような状況のなか、当社グループにおきましても、新型コロナウイルス対策本部のもと、顧客、取引先、従業員の安全を第一に考え、できうる限りの対策を講じながら、感染拡大防止に努めるとともに当社の中核事業である総合物流事業の維持・継続に全力を注いでまいります。創業以来、長い歴史のなかで、伊勢湾台風、オイルショック、リーマンショックや阪神・淡路大震災、東日本大震災等、数々の大きな変化や災害に見舞われてまいりましたが、モノを運ぶ活動はいかなる時においても社会生活にとって不可欠であることから、困難な状況下においても、物流を絶やさず維持し続けることに全力を注いでまいりました。現在も全世界が新型コロナウイルス感染拡大という大きな災厄に見舞われておりますが、顧客との連携をより一層深め、グループ一丸となって社会に対する物流業者としての責任を果たしてまいります。

なお、当社グループは、2020年度を初年度とする新中期経営計画の公表に向けて準備してまいりましたが、世界的な雇用環境・経営環境の変化により、今後の当社グループの事業活動に与える影響につきまして適正かつ合理的な情報収集が困難な状況であるため、公表を見送りさせていただきました。今後、当社グループでは、様々な事業環境の変化に対応し、社会的責任を果たしていくため、重点的に取組む経営戦略を検討し、次世代に繋がる新中期経営計画を策定してまいります。また、引き続き、国内外における営業基盤の強化、中核事業である総合物流事業の更なる拡充、省人化・省力化に向けた新技術の研究、事業継続として大規模災害を含むリスク管理体制の強化に取り組んでまいります。中期経営計画の公表につきましては、進捗に応じて、適時開示や当社ホームページ等において公表いたしますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

今後も当社グループ一丸となってお客さまのご期待に応えられるサービスを提供することにより、社業の発展と経営の強化に邁進する所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑹ 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主要な事業内容
四日市海運株式会社	20	88.5	港湾運送業
朝日海運株式会社	24	100.0	港湾運送業
極東冷蔵株式会社	130	88.6	冷凍ならびに冷蔵貨物保管業
株式会社トランスシティサービス	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
関西トランスシティサービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
四日市物流サービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
トランスシティロジスティクス中部株式会社	450	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
株式会社東西荷扱所	35	100.0	通関業ならびに輸出入貨物取扱業
Trancy Logistics America Corporation	87	100.0	国際複合輸送業
セントラル自動車整備株式会社	30	100.0	自動車整備業
三鈴開発株式会社	10	100.0	ゴルフ場
ヨンソー開発株式会社	75	100.0	不動産業、建設業、損害保険代理店業

⑺ 主要な事業内容

①総合物流事業

倉　　庫　　業（倉庫保管、倉庫荷役、倉庫配送、物流加工・附帯作業等）
港 湾 運 送 業（沿岸荷役、船内荷役、上屋保管、船積一貫作業、通関、附帯作業等）
陸 上 運 送 業（貨物自動車運送、貨物利用運送等）
国際複合輸送業・その他（国際複合輸送、場内作業等）

②その他の事業

不動産業、建設業、自動車整備業、スポーツ施設の経営等

⑻ 主要な事業所

名称		所在地
当社	本店、中部支社、運輸事業部、ＳＣＭ事業部、海外事業統括室	三重県四日市市
	中部支社名古屋支店	名古屋市中村区
	関西支社大阪支店	大阪市中央区
	関東支社東京支店、国際営業部	東京都港区
	運輸事業部鹿島支店	茨城県神栖市
子会社	四日市海運株式会社	三重県四日市市
	朝日海運株式会社	大阪府堺市堺区
	極東冷蔵株式会社	三重県四日市市
	トランスシティロジスティクス中部株式会社	三重県四日市市
	セントラル自動車整備株式会社	三重県四日市市
	三鈴開発株式会社	三重県鈴鹿市
	ヨンソー開発株式会社	三重県四日市市

⑼ 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称		従業員数（名）	前期末比増減（名）
総合物流事業	倉庫業	812	4
	港湾運送業	508	4
	陸上運送業	276	21
	国際複合輸送業・その他	663	24
	計	2,259	53
その他の事業		82	△7
合計		2,341	46

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
709	14	39.3	16.2

（注）従業員数は出向者（88名）を含んでおります。

⑽ 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	7,982
株式会社百五銀行	7,351
株式会社みずほ銀行	5,610
株式会社三重銀行	5,441
株式会社日本政策投資銀行	3,839

2．会社の株式に関する事項

⑴ **発行可能株式総数**……240,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**…… 67,142,417株

⑶ **株主数**…… 4,019名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
明治安田生命保険相互会社	4,000	6.2
日本トランスシティグループ社員持株会	3,807	5.9
蒼栄会	3,557	5.5
東京海上日動火災保険株式会社	2,852	4.4
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,843	4.4
株式会社百五銀行	2,683	4.2
株式会社三重銀行	2,668	4.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,957	3.1
株式会社みずほ銀行	1,848	2.9
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,501	2.3

（注）持株比率は、自己株式（3,007,366株）を控除して計算しております。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

①当社は、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づく取締役会の決議省略の手続きにより、取締役（社外取締役を除く）と執行役員（国内非居住者を除く）に対して譲渡制限付株式を割り当てる方法で自己株式を処分いたしました。

・処分株式数　182,495株
・処分株式の種類　普通株式
・処分価額の総額　92,159千円

②会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得いたしました。

・取得株式数　158,100株
・取得株式の種類　普通株式
・取得価額の総額　67,350千円

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	小　川　　謙	
取締役社長（代表取締役）	安　藤　　仁	営業本部長兼管理本部長兼海外本部長
取　締　役	伊　藤　豊　久	管理本部副本部長兼海外本部副本部長
取　締　役　相談役	小　林　長　久	株式会社百五銀行　社外取締役
取　締　役	豊　田　長　康	学校法人鈴鹿医療科学大学学長
取　締　役	武　内　彦　司	社会福祉法人川島福祉会西浦保育園長
監　査　役（常勤）	伊　藤　久　弥	株式会社トーア紡コーポレーション 社外監査役
監　査　役（常勤）	舟　橋　央　光	
監　査　役	綿　貫　繁　夫	弁護士、税理士
監　査　役	永　田　昭　夫	公認会計士 パレモ・ホールディングス株式会社　社外取締役 竹田印刷株式会社　社外監査役
監　査　役	油　家　　正	

（注）1. 取締役豊田長康、取締役武内彦司の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役舟橋央光、監査役綿貫繁夫、監査役永田昭夫、監査役油家正の４氏は社外監査役であります。
3. 監査役伊藤久弥氏は、当社の経理部門において長年にわたり財務・経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役綿貫繁夫氏は、弁護士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役永田昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役豊田長康、取締役武内彦司、監査役舟橋央光、監査役綿貫繁夫、監査役永田昭夫、監査役油家正の６氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 2019年６月27日開催の第105回定時株主総会において、安藤仁、伊藤豊久の両氏が新たに取締役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
8. 2019年６月27日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、取締役平野理、横山修一の両氏は退任いたしました。

9. 2020年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、＊印は取締役を兼務しています。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
社長執行役員 ＊	安藤 仁	営業本部長兼管理本部長兼海外本部長
専務執行役員	小森 信弥	営業本部副本部長兼海外本部副本部長兼関西支社長兼運輸事業部長
専務執行役員	後藤 孝富	営業本部副本部長兼海外本部副本部長兼中部支社長、第二営業推進室・海外事業統括室担当 中部コールセンター株式会社　取締役社長
常務執行役員 ＊	伊藤 豊久	管理本部副本部長兼海外本部副本部長
常務執行役員	半田 一久	関東支社長、第一営業推進室担当
執行役員	小菅 能正	グループ事務統括部長、情報システム部担当
執行役員	岡本 浩明	欧州事業担当（欧州駐在）
執行役員	青井 光大	ＳＣＭ事業部長、営業開発室担当
執行役員	奥山 謙介	中部地区労務担当 四日市海運株式会社　取締役社長 四日市物流サービス株式会社　取締役社長 ワイケイ物流サービス株式会社　取締役社長
執行役員	谷口 誠	米国・メキシコ事業担当（米国駐在）
執行役員	棚橋 昭徳	経営企画部長
執行役員	井上 猛	関東支社東京支店長

⑵ 責任限定契約の内容の概要

取締役豊田長康、取締役武内彦司、監査役綿貫繁夫、監査役永田昭夫、監査役油家正の５氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑶ 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人数（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役	8	142
（うち社外取締役）	(2)	(8)
監査役	5	50
（うち社外監査役）	(4)	(32)
合計	13	193

（注）1. 上記には、2019年６月27日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名の在任中の報酬額が含まれております。

2. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額が含まれております。

⑷ 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社との関係

・取締役豊田長康氏は、学校法人鈴鹿医療科学大学学長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・取締役武内彦司氏は、社会福祉法人川島福祉会西浦保育園長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役永田昭夫氏は、パレモ・ホールディングス株式会社の社外取締役および竹田印刷株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間にはいずれも特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	豊田長康	当期に開催した取締役会16回中14回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役	武内彦司	当期に開催した取締役会16回中15回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	舟橋央光	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行うとともに、稟議事項の監査を含め、取締役および使用人の業務執行を常時監査いたしました。
監査役	綿貫繁夫	当期に開催した取締役会16回中13回、監査役会13回中12回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	永田昭夫	当期に開催した取締役会16回中14回、監査役会13回中13回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	油家　正	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

（注）上記のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づく取締役会の決議の省略（書面決議）を２回行いました。

4．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務についての報酬等の額	48百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意をいたしました。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで、重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

⑴ 業務の適正を確保するための体制

① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・「企業理念」、「行動指針」および「行動規範」を定めた「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基盤とする。

・コンプライアンスに関する体制を整備し、コンプライアンスを確実に実施することを支援・指導する組織として、リスク管理委員会の下部委員会として「コンプライアンス委員会」を設置し、体制・施策等の充実を図るとともに、コンプライアンスに関する啓蒙・教育活動を行う。

・法令・企業倫理に関する相談・通報に対し、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、必要に応じてその調査と対応策を実施する。

・内部監査組織「内部統制室」により、使用人の職務執行が法令および定款に適合しているか、定期的に監査し､業務の評価・是正を行う。

② 取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報については、取締役会規程、稟議規程および文書保存規程に従い、適切に保存および管理する。

③ 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に影響を及ぼすリスクを除去し、可能な限り被害を極小化するため、リスク管理委員会を設置し、委員会の下にはリスクに応じた各種委員会を設置する。リスク管理委員会はリスク管理委員会規程の定めにより、リスク管理推進の基本方針・施策の決定、緊急時における組織体制の構築、グループ社員への教育の実施、当社グループ内へ提供するリスク管理情報の決定等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・執行役員を選任することにより、取締役会の運営の効率化、運営の強化ならびに監督機能の強化を図る。

・取締役会の意思決定の効率化を図るため、経営・関係会社における重要事項を協議する常務役員会ならびに中期経営計画を推進するうえで重要な課題について協議する経営計画委員会を開催する。

・取締役の職務の執行に際し、組織規程および職務権限規程に判断基準を定め、経営の効率性を図る。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の管理業務は関連事業部が行うものとし、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告は関連事業部および担当取締役が定期的に受ける。

・内部統制室による定期的な監査を実施し、子会社の業務の評価・是正を行う。

・子会社における経営上の重要事項については、当社常務役員会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
・当社の取締役、監査役、執行役員および使用人を子会社の取締役や監査役として派遣し、子会社の管理体制を強化する。また、グループ共通の会計システムの導入、子会社に対する間接業務の提供、資金調達の効率化のためのシステムの導入などにより、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。
・「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を子会社の役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守をグループ経営の基盤とする。

⑥ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の監査機能の充実を図るため、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会事務局員を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

上記の使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人としての職務の範囲内においては、監査役の指揮命令に従い、その職務を補助する。また、当該使用人の人事異動等については、監査役および監査役会の同意を要する。

⑧ 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、取締役会の他、当社重要会議に出席し、取締役、執行役員、部支店長、子会社取締役の業務執行状況の報告を聴取する。
・監査役は、会計監査、業務監査を定期的に実施し、取締役、執行役員および使用人からの報告を受けるとともに、随時、取締役、執行役員および使用人より、その業務執行状況の報告を求める。
・子会社の役員および使用人から監査役への報告は、直接行う方法のほか、内部統制室または関連事業部を通じて行う。
・監査役は、内部統制室と定期的な情報交換会を実施するとともに、内部監査の結果については、その報告を受ける。
・監査役は、関連事業部と定期的な情報交換会を実施するとともに、子会社の状況について、報告を受ける。
・監査役は、子会社の監査役との間で、意見交換および情報交換を行う。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、法令・企業倫理に関する相談・通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」および「コンプライアンス規程」において定め、相談・通報・報告した者を保護する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用等について、会社に前払い等の請求をしたときは、監査役監査規程および役員旅費規程に基づき、当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役ならびに会計監査人との間で、定期的な協議を実施し、意見交換と情報の共有化を図る。

⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、企業防衛の観点より、反社会的勢力との関係遮断を必要不可欠と考え、「反社会的勢力への対応マニュアル」を整備するなど、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある団体・個人による不当な要求等への対策の強化を図る。万が一、このような団体・個人が関わりをもってきたり、金銭等の要求をしてきたりした場合には、毅然とした態度をもって接し、組織的な対応により、不当な要求を断固として排除する。また、当社の意に反し、このような団体・個人と関わりをもってしまった場合には、社内関係部門および外部専門機関との協力体制により、速やかに関係解消に向け対応する体制を整備する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス・教育について

当社では、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。コンプライアンスに関しては、企業理念・行動指針・行動規範を合わせた企業倫理要綱を制定し、グループの全社員に対してリーフレットを配布し、それらの浸透を図っております。

また、リスク管理委員会を３回開催し、グループ全体のリスクの把握および管理を行いました。

② 重要会議の開催状況について

取締役会を16回開催し、取締役の職務執行の適法性・適正性を確保するとともに効率性を高めるため、社外取締役、社外監査役が常時出席いたしました。

常務役員会を23回開催し、経営に関する重要事項および関係会社における重要事項を協議いたしました。

経営計画委員会を23回開催し、中期経営計画を推進するうえで重要な課題について協議いたしました。

部店長会議を12回開催し、経営意思決定の即時伝達や各部店の営業報告等を行い、情報の共有化を図りました。

③ 内部監査の実施について

社長直轄の内部統制室は、第106期内部監査基本計画書に基づき、内部監査を実施いたしました。

また、「財務報告に係る内部統制基本方針書」に基づき、内部統制室と内部統制推進委員が財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の検証・評価を実施いたしました。

内部統制室は、監査役との情報交換会を12回実施し、内部監査の結果および財務報告に係る内部統制の進捗状況等について報告を行いました。

④ 監査役の職務執行について

各監査役は、年間の監査計画に基づき当社全部門および子会社の会計監査および業務監査を実施し、取締役および使用人からの報告を受けるとともに、稟議事項の監査など、日常の監査上で発見した諸課題について、随時、取締役、執行役員および使用人より、その報告を受けました。

監査役は取締役会、常務役員会、経営計画委員会、部店長会議、関係会社経営会議およびリスク管理委員会他、社内の重要会議に出席し、取締役、執行役員、部店長および子会社取締役の業務執行状況を確認いたしました。

監査役は、現場の状況を把握するため、上記業務監査に加えて営業所視察を実施いたしました。

監査役は、関連事業部と情報交換会を12回実施し、企業集団を構成する関係会社における諸課題について報告を受けました。また、関連事業部主催の関係会社監査役研修会に出席し、子会社の監査役との意思疎通の充実と情報の共有化を図りました。

監査役は、代表取締役との協議を実施し、経営に関する意見の交換と情報の共有化を図りました。

監査役は、会計監査人とのミーティングを10回開催し、意見の交換と情報の共有化を図りました。

この事業報告については、特に注記のない限り、次により記載しております。

1．比率は、表示単位未満を四捨五入。

2．比率以外の金額および株式数などは、表示単位未満を切捨。ただし、１株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入。

連結貸借対照表

2020年３月31日現在

資産の部	百万円
流動資産	**28,215**
現金及び預金	11,626
受取手形及び営業未収金	14,304
たな卸資産	159
その他	2,160
貸倒引当金	△35
固定資産	**92,959**
有形固定資産	**73,221**
建物及び構築物	33,974
機械装置及び運搬具	4,189
土地	32,240
建設仮勘定	159
その他	2,657
無形固定資産	**1,662**
投資その他の資産	**18,075**
投資有価証券	13,777
繰延税金資産	850
退職給付に係る資産	2,376
その他	1,087
貸倒引当金	△16
資産合計	**121,175**

負債の部	百万円
流動負債	**22,453**
支払手形及び営業未払金	9,122
短期借入金	2,270
1年内返済予定の長期借入金	6,021
未払法人税等	397
賞与引当金	1,134
その他	3,507
固定負債	**37,723**
長期借入金	26,132
繰延税金負債	1,739
再評価に係る繰延税金負債	3,705
退職給付に係る負債	2,051
長期預り保証金	2,385
その他	1,708
負債合計	**60,176**
純資産の部	
株主資本	**58,946**
資本金	8,428
資本剰余金	6,785
利益剰余金	44,919
自己株式	△1,185
その他の包括利益累計額	**△178**
その他有価証券評価差額金	1,329
土地再評価差額金	△1,338
為替換算調整勘定	214
退職給付に係る調整累計額	△384
非支配株主持分	**2,230**
純資産合計	**60,998**
負債純資産合計	**121,175**

（百万円未満切捨）

連結損益計算書

2019年４月１日から
2020年３月31日まで

	百万円	百万円
売上高		**101,620**
売上原価		92,145
売上総利益		**9,475**
販売費及び一般管理費		6,138
営業利益		**3,337**
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	530	
持分法による投資利益	542	
その他	236	1,345
営業外費用		
支払利息	159	
シンジケートローン手数料	27	
その他	4	191
経常利益		**4,491**
特別利益		
固定資産処分益	22	22
特別損失		
固定資産処分損	122	
投資有価証券評価損	23	
関係会社株式評価損	45	191
税金等調整前当期純利益		**4,322**
法人税、住民税及び事業税	1,050	
法人税等調整額	101	1,152
当期純利益		**3,170**
非支配株主に帰属する当期純利益		136
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,034**

（百万円未満切捨）

貸借対照表

2020年3月31日現在

資産の部	百万円
流動資産	**22,958**
現金及び預金	7,743
受取手形	194
電子記録債権	228
営業未収金	12,913
貯蔵品	42
前払費用	374
短期貸付金	312
その他	1,223
貸倒引当金	△74
固定資産	**74,284**
有形固定資産	**58,135**
建物	25,434
構築物	1,151
機械装置	1,662
船舶	0
車輌運搬具	447
工具器具備品	1,049
土地	28,288
建設仮勘定	100
無形固定資産	**1,557**
ソフトウエア	1,171
その他	385
投資その他の資産	**14,592**
投資有価証券	6,138
関係会社株式	3,795
長期貸付金	2,652
前払年金費用	2,799
その他	962
貸倒引当金	△1,756
資産合計	**97,243**

負債の部	百万円
流動負債	**25,431**
電子記録債務	1,108
営業未払金	6,174
短期借入金	9,892
1年内返済予定の長期借入金	5,609
リース債務	16
未払金	1,138
未払費用	207
未払法人税等	232
預り金	267
賞与引当金	657
その他	126
固定負債	**28,680**
長期借入金	21,169
リース債務	35
繰延税金負債	1,520
再評価に係る繰延税金負債	3,705
退職給付引当金	941
関係会社事業損失引当金	1,047
資産除去債務	57
その他	203
負債合計	**54,112**
純資産の部	
株主資本	**43,211**
資本金	**8,428**
資本剰余金	**6,761**
資本準備金	6,544
その他資本剰余金	217
利益剰余金	**29,207**
利益準備金	1,200
その他利益剰余金	28,007
配当準備積立金	400
特別償却準備金	76
固定資産圧縮積立金	2,852
別途積立金	6,400
繰越利益剰余金	18,278
自己株式	**△1,185**
評価・換算差額等	**△79**
その他有価証券評価差額金	**1,258**
土地再評価差額金	**△1,338**
純資産合計	**43,131**
負債純資産合計	**97,243**

（百万円未満切捨）

損 益 計 算 書

2019年４月１日から
2020年３月31日まで

	百万円	百万円
売上高		
倉庫収入	41,727	
港湾運送収入	19,720	
運送収入	18,023	
国際輸送収入	7,697	
その他の収入	1,686	**88,855**
売上原価		
作業諸費	64,391	
賃借料	7,062	
人件費	4,606	
減価償却費	2,088	
その他	4,257	82,405
売上総利益		**6,449**
販売費及び一般管理費		4,225
営業利益		**2,224**
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	845	
その他	246	1,118
営業外費用		
支払利息	130	
その他	37	167
経常利益		**3,175**
特別利益		
固定資産処分益	8	8
特別損失		
固定資産処分損	116	
投資有価証券評価損	23	
その他	35	176
税引前当期純利益		**3,007**
法人税、住民税及び事業税	774	
法人税等調整額	39	813
当期純利益		**2,193**

（百万円未満切捨）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

日本トランスシティ株式会社
　取 締 役 会　　御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡　野　英　生　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新　家　徳　子　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トランスシティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

日本トランスシティ株式会社
　取 締 役 会　　御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡　野　英　生　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新　家　徳　子　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月12日

日本トランスシティ株式会社　監査役会

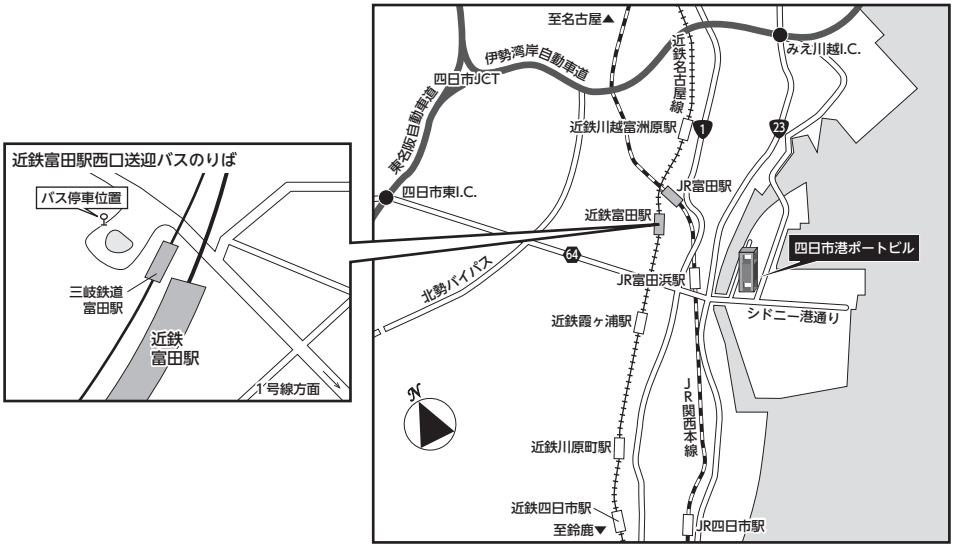
監査役（常勤）　伊藤久弥 ㊞
監査役（常勤）　舟橋央光 ㊞
監査役　綿貫繁夫 ㊞
監査役　永田昭夫 ㊞
監査役　油家正 ㊞

（注）監査役舟橋央光、監査役綿貫繁夫、監査役永田昭夫及び監査役油家正は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

三重県四日市市霞二丁目１番地の１　四日市港ポートビル２階大会議室



【交通機関のご案内】

「JR富田浜駅」から徒歩15分

送迎バス

当日、会場への送迎バスを次のとおり運行しますので、ご希望の方はご利用ください。
なお、当日の道路混雑等の交通事情によって、バスの到着が遅れる場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

送迎バス発車時刻

近鉄名古屋線「近鉄富田駅西口」①午前９時08分発、②午前９時25分発

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。